

令和6年10月8日

各 位

林業・木材製造業労働災害防止協会
青森県支部長 工 藤 義 隆
登録番号：T2010405001854

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について（ご案内）

木材加工用機械（製材、木工等）を一定台数所有して加工業務を行う場合には、労働安全衛生法第14条の定めにより技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、労働災害防止に努めることが義務づけられています。

この作業主任者の資格取得のための技能講習を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

- (1) 木材加工用機械作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) その他厚生労働大臣が定める者

2. 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和6年11月13日(水)～14日(木) 両日とも8:15～17:30
- (2) 会場 青森市大字高田字川瀬104-1 青森県木材協同組合内 「木魂館」

3. 講習科目及び時間

講 習 科 目	範 囲	時 間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	2時間
木材加工用機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	6時間
木材加工用機械、その他安全装置の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備	2時間

木材加工用機械作業方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用方法安全作業一般作業標準	5時間
修了試験	上記の範囲	1時間

4. 受講料及び振込先

- (1) 受講料 1人18,400円(税込み テキスト代2,200円含み)
(講習料:14,728円、消費税1,472円 テキスト代:2,000円 消費税200円)
- (2) 講習科目一部免除該当者受講料16,200円(税込み テキスト代2,200円含み)
(講習料:12,728円、消費税1,272円 テキスト代:2,000円 消費税200円)
- (3) 作業主任者表示ボード料

安衛則第十八条(作業主任者の氏名等の周知)により作業場内に作業主任者名を掲示すると規定されているので、必要な場合は、1枚1,500円を申込みと同時に納入して下さい。

- (4) 振込先 林業・木材製造業労働災害防止協会
青森県支部 支部長 工藤 義隆
青森銀行本店 普通1076740

5. 申込方法及び申込先

- (1) 申込方法
別紙申込書に必要事項を記載し、講習実施日の10日前までに当支部へ 郵送により申し込んで下さい。定員(14名)になり次第締め切ります。
- (2) 申込先
〒030-0151 青森市大字高田字川瀬104-1
林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部 TEL 017-739-8761

6. 携行品等

- (1) 筆記用具、ノート及び証明写真1枚(横2.0cm×縦2.5cm)
- (2) 本人確認のための自動車運転免許証等
- (3) 所定の技能講習を終了し、修了試験の合格者に修了証を交付します。
- (4) 開始時間に遅れた場合は、受講できませんので注意願います。

7. 講習科目の受講一部免除

「木材加工用機械作業主任者技能講習」第4条に該当する者にあつては、受講科目の一部免除ができます。該当者で一部免除を受ける方は、申込書に次表左欄に該当する証の写しを添付して下さい。

担当：林災防 青森県支部 事務局長 中村 TEL017-739-8761

(規定第 4 条受講科目の一部免除)

受講の免除を受けることができる者	講 習 科 目
①第 1 条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる者	
②職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、同施行規則別表第 4 の訓練課の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われた者を含む）を修了した者	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p>
③職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）別表に掲げる検定職種のうち、木工機械調整、木型製作、木工又は建築大工に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	<p>木材加工用機械作業の方法に関する知識</p>
④職業能力開発促進法第 28 号第 1 項に規定する同施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは、木型科又は、平成 5 年度改正前の能開法規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	
林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 36 条第 1 項第 1 号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>